

# 「大人（タイジン）」が学ぶ言語、「大人」が向き合う台湾

冨田 哲（台湾・淡江大学日本語文学系）

## はじめに

（発音のしかたを学習した後）次ニ必要ナル言語ノ暗誦ニ於テ先ツ喉舌ノ輕滑流暢ヲ練熟シ語種排列ノ順序ト話質ノ習慣ニ潜心黙解シ之ヲ一々切々実地ニ活用経験センコト第一ノ要路トス然リ而シテ操話稍自在ヲ加フルニ至ランカ之レニ伴フテ其土ノ歴史風俗習慣ヲ潜心研究スルコトヲ要ス蓋シ言語ハ皆歴史風俗習慣ノ間ニ養成セラレシ志操ノ発露ニ過キサレバナリ<sup>1</sup>

これは、日本統治が始まって2年が経過した1897年に、台湾憲兵隊が憲兵の「土語」の学習のために編纂した教科書で、学習者に対する「心得」が説かれている部分である。ここでいう「土語」とは河洛語（閩南語）、今日一般的に言うところの台湾語のことであり、台湾住民の多くが使う言語である。暗誦をかさねて文が自在に発話できるようになり、実地での使用を経験した後、台湾の「歴史風俗習慣」に対する理解を深めていかなければならない、というのも言語は「歴史風俗習慣」が生み出す精神のあらわれにすぎないからである、とこの「心得」は述べる。言語の学習のより高度な段階として、話者集団の文化的側面を本質化したものを理解することの重要性が論じられている。

この『台湾土語入門』（以下、『入門』）と題する教科書の冒頭には、「本編ハ台湾憲兵隊ニ於テ土語専修科ノ為ニ授ケシモノニシテ参考用ニ供セシ民政局編纂ノ散語集ノ一部ヲ取補シタルモノナリ」とある<sup>2</sup>。「民政局編纂ノ散語集」というのは、『入門』の前年に刊行された『警務必携台湾散語集』（以下、『散語集』）のことをさしていると思われ、『散語集』の後半部にある「問答」という会話例が『入門』に引用されている。『散語集』には「此書ハ警務必用ノ語ヲ纂輯スルモノニシテ広く江湖ノ便覧ニ供スル能ス」とある<sup>3</sup>。つまり、『散語集』と『入門』はその使用者を、それぞれ憲兵と警察官に特化して編纂されているのである。

『散語集』の冒頭には編纂にあたった御幡雅文の序文があり、1896年3月下旬にそれが記されたところである。1895年6月17日の台北での台湾総督府始政式後も全島平定にはほどとおく、8月6日には台湾に軍政が施行されたが、その後南部まで制圧が一応完了し、翌年4月1日には民政に戻った。『散語集』

注

- 1 陸軍台湾憲兵隊『台湾土語入門』1897年、3頁。かっこ内は冨田。
- 2 同上、凡例1頁。
- 3 御幡雅文『警務必携台湾散語集』刊行先不明、1896年、例言。

は軍政のもとで編纂がすすめられていたものであることがわかる。

もっとも民政開始後も総督府に対する抵抗は続き、警察と憲兵隊は鎮圧に追われていた。『入門』刊行の1897年6月は、第三代台湾総督乃木希典のもとで三段警備制が実施された月でもある。これは、台湾全体を三つに分け、警備上もっとも危険が大きいとされた山地を軍隊、比較的平穏だと考えられた平地集落を警察、そしてその中間に位置する地域を憲兵と警察にそれぞれ管轄させたものである。三段警備制はその有効性に疑問が持たれ、1898年2月に第四代台湾総督となった児玉源太郎の就任後ほどなく廃止されるが、この時期の総督府にとっては台湾人の抵抗をいかにしておさえこむかということが大きな難題となっていた<sup>4</sup>。総督府が、少なくとも人口の大多数を占める漢人社会からの武力抵抗を絶つことができたことと認識するのは1902年のことである<sup>5</sup>。

こうした状況において、警察官や憲兵が台湾の言語の学習に取り組んだのは、言うまでもなく台湾人社会の監視のためであるが、前線に立つ警察官や憲兵に求められたのは言語を流暢にあやつる能力だけではなかった。他者としての台湾人がいかなる存在であるのか、何を考えているのか、「治安」の維持にあたる自分たちに対しどのようにふるまうのか、といったことに対する知識がかれらには不可欠だった。

『散語集』と『入門』に共通している会話例はさらに、憲兵向けに編纂された1901年刊の『台湾語通訳教程 下巻』（以下、『教程』）にストーリーの展開がほぼそのままの形で使われ、また「軍用土語」の学習書をうたった1897年刊の『軍人用台湾語』（以下、『軍人用』）にも部分的に引用されている。李幸真はこれについて、当時の台湾において、憲兵を含む軍、警察の職務がかさなりあっていたことの反映であり、また軍人や警察官が台湾の言語を学習するにあたって共通の教養となったこの会話例を最初に提示した『散語集』の影響力を軽視することはできないと指摘しているが<sup>6</sup>、筆者も同感である。

日本本土から台湾にやってきて統治体制の最前線に立っていた警察官や憲兵は、この会話例のなかで台湾人から「大人（タイジン）」という二人称で呼ばれる存在であるが（日本人官憲から台湾人に対する二人称は「你（リー）」であるが、台湾人が官憲に「你」と呼びかけている例はない<sup>7</sup>）、学習者であった「大人」たちに向けて台湾／台湾社会はどのように描写されていたのだろうか。またかれらが台湾社会に語りかけたり台湾社会を語ったりするのを助けるために、どのようなことばが用意されていたのだろうか。

## 1. 会話例を掲載している各教科書

『散語集』を編纂した御幡雅文は、東京外国語学校漢語科に在学中の1879年、軍内での中国語教員養成のため、陸軍参謀本部によって北京へ留学を命じられた<sup>8</sup>。留学終了後は熊本鎮台や長崎商業

注

4 台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌 第二編領台以後の治安状況（上巻）』1938年、279頁。持地六三郎『台湾殖民政策』富山房、1912年、41-42頁、69頁。

5 台湾総督府官房文書課『台湾統治綜覧』1908年、119-122頁。後年あまれた台湾憲兵隊『台湾憲兵隊史』1932年、28-29頁は、1899年以降抵抗の衰退にともない、徐々に憲兵隊の主眼が抵抗鎮圧から「憲兵本来の機能たる軍事警察」にうつっていったと述べている。

6 李幸真「日治初期警察台湾語能力の推展概況（1895-1906）」『台湾教育史研究会通訊』58、2008年、10頁。

7 「大人」以外に「老爺（ローヤー）」という二人称も見える。なお、かたかな表記は『散語集』に記されているものである。『入門』では漢字のみでかたかなは付されていない。

学校、さらには荒尾精によって設立された上海の日清貿易研究所などで中国語の教育にあたり、『華語跬歩』という教科書を編纂している。日清戦争時は第二軍司令部附一等通訳官として従軍し、1895年10月10日付で台湾総督府事務嘱託となった<sup>9</sup>。総督府では布告や政策、法令などの漢文への翻訳を担当していた<sup>10</sup>。

『散語集』は「散語」および「問答」の各10章からなっている。「散語」の章の標題は「数目類」「時辰類」「天文類」「地理類」「人倫類」「身体類」「房屋類」「器具類」「衣服類」「雜論類」であり、内容分類ごとに警察関係にかぎらず文例があがっているが、最後の「雜論類」は、警察と民衆との接触場面を想定した161の文例である。一方「問答」は、各章ごとに会話例がまず河洛語で示され、その後ろに日本語の訳が続いている。河洛語は漢字で表記され、漢字の右側にはそれぞれの発音がかたかなで記されている。ただしこのかたかなは表記は、総督府学務部が1895年末に刊行した『台湾十五音及字母 附 八声符号』で示されている河洛語のかたかな表記とはことになっており<sup>11</sup>、声調を示す符号もついていない。「問答」の章の標題は「窃盜犯案」「査訊路照」「詢匪招実」「偷衣变売」「夥謀搶財」「相毆被傷」「査問軍器」「醫勸衛生」「捕匪探情」「相議通曉」である。『台湾散語集』の刊行後、総督府民政局警保課は同書を警察の各部署へ送付したのみならず、河洛語の学習にあたってはこれを利用するようにとの通達も出している<sup>12</sup>。警保課は警察にかんする事項を分掌していた部署である<sup>13</sup>

1897年6月刊の『入門』は、編纂の目的や使用法、構成などを説明する凡例の末尾に「明治二十九年十二月 於台北 姫田良造」と署名があり<sup>14</sup>、「豫修」「散語」「応対問答」「講話」「警事問答」（凡例では「警察問答」となっている）の五つの編に分かれている。「第五編警事問答」は同書の最後に置かれており、冒頭に「本編ニ要スル言語ハ語勢ノ緩急構話ノ明晰等ヲ主トスルニヨリ非常ノ暗熟ヲ経ルヲ要ス殊ニ茲ニ其一斑ヲ籍ルノミ」と記されている<sup>15</sup>。ここには『散語集』と同標題の10の章が収録されており、上下に河洛語と日本語を対照する形式になっている。「散語」「応対問答」「講話」では、河洛語の漢字表記にかたかなが付されているが、「警事問答」は漢字のみである。

『散語集』の「問答」と『入門』の「警事問答」を対照してみると、すでに述べたとおり基本的には同内容である。日本語は、読点の有無（『入門』には読点が付されていない）、かなづかいや送りがなのこととなり、語の選択が同一ではない部分（たとえば第三章と第四章で、『散語集』では「御前」となっているところに『入門』では「汝」が多用されている）などはあるが、印刷上の問題で語句が抜けてしまっていると思われるものをのぞけば、意味がずれている文はない。一方河洛語については表記が変更されている個所が少なくなく、漢字による統一的な河洛語の書記体系が確立していない状況のもと、編纂の過程でどのように漢字表記が選択されていたのかという点で興味深い

注

8 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C04028651700、「大日記省内外各局参謀監軍等12月水陸軍省総務局」(防衛省防衛研究所)。

9 鱒澤彰夫 (2000)「御幡雅文傳考」『中国文学研究』26、2000年、29-45頁。

10 李前掲論文、8頁。

11 台湾総督府民政局学務部『台湾十五音及字母 附 八声符号』1895年。

12 『明治二十九年 台湾総督府公文類纂 四八』(冊番号九七〇九、件番号一五)。李前掲論文、10頁も参照した。

13 台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌 第一編警察機関の構成』1933年、75頁。

14 『入門』凡例1頁。

15 『入門』155頁。

が、本稿ではそこまで考察がおよばない。もっとも、それぞれの日本語と対応しないような文になっているわけではなく、意味的にずれはないとみなしてさしつかえないであろう。

『入門』のすぐ後、1897年8月には俣野和吉『軍人用』が刊行されている。俣野はもともと、下関条約の交渉中に台湾西方の澎湖諸島を占領した陸軍歩兵大佐比志島義輝を司令官とする混成枝隊の通訳官であり、澎湖滞在中に、統治開始後初の河洛語の教科書であると思われる『台湾語集』の編纂にあたった<sup>16</sup>。その後台湾にわたり、『軍人用』刊行時には、台湾守備混成第三旅団司令部付通訳官として台南に滞在している。すでに陸軍少将に昇進していた台湾守備混成第三旅団長の比志島も序文を寄せている同書の緒言で<sup>17</sup>、俣野は「(『軍人用』刊行) 以来数多ノ台湾語学書世ニ著レタリ然リト雖モ唯ダ日用語而已ニシテ未ダ軍用土語ノ著述ヲ視ス夫レ軍事上土語ニ精通スルノ必要ナルハ蓋シ多言ヲ須エサル可シ<sup>18</sup>」と述べている。かたかな(上記の学務部の表記ではない)、ローマ字で各音節(一漢字に対応)の発音を示した「語学理論上に照したる発音」を冒頭に置き、第一章から第十二章までが「数目」「天文」「地理」などといった語彙、短文のリスト、第十三章から第二十六章が場面ごとの会話<sup>19</sup>、第二十七章が地名の一覧になっている。すべての章で、河洛語の漢字表記にかたかなが付されている。

『軍人用』は第十六章から第十九章で、10章の会話例のうち「窃盗犯案」「査問軍器」「詢匪招実」「捕匪探情」を引いている。ただし、章の標題はそれぞれ「竊盗尋問」「武器搜索」「就嫌疑者招実」「捕匪類探情」に変えられている。また、『散語集』と『入門』のあいだのようにほぼ同じ内容というわけではなく、学習者の周囲の状況にあわせるなど改変がなされている部分がある。たとえば「窃盗犯案」／「竊盗尋問」であるが、尋問を受ける台湾人の居住地が『散語集』『入門』では台北の大稻埕なのに対し、『軍人用』では南部の鳳山になっている。また、この台湾人に向けられる嫌疑が『散語集』では「(台北) 城内北門街ノ日本店デ、二瓶ノ葡萄酒ヲ偷ンダ」こと、『入門』では「(台北) 城内北門街ノ日本店デ葡萄酒二瓶盗ンダ」ことであるが、『軍人用』では「(鳳山) 城内なる我兵営内に於て毛布を二枚盗んだ」ことに置きかえられている<sup>20</sup>。

以上3冊はいずれも河洛語の教科書である。たしかに、当時の台湾人の多くは河洛語話者であり<sup>21</sup>、日本人の言語学習の対象もほとんどは河洛語であった。しかし、客家語話者が集住する地域では河洛語はあまり通じず、そうした地域に配属される者に客家語の学習が求められることもあったようである<sup>22</sup>。

#### 注

16 実は『台湾語集』の著者名は「俣野保和」とあるのだが、本稿では『軍事用』の緒言の記述などから、同一人物であるとみなしている。

17 「明治三十年七月下浣 台湾守備混成第一旅団長 陸軍少将 比志島義輝」と署名があるが、正しくは台湾守備混成第三旅団長だと思われる。JACAR: C07082207300、「明治30年自1月至6月参謀本部大日記参月」には、台湾で取得した地図を送付するよう参謀本部副官から各旅団長あてに指示する文書がおさめられているが、ここには他の二旅団長の名前とともに「台湾守備混成第三旅団長比志島義輝殿」とある。

18 俣野和吉『軍人用台湾語』軍事教育会、1897年、緒言1-2頁。かっこ内は富田。

19 ただしそのうちの1章は、「会話之成立一千語集」という基本語彙、およびそれらを使った文例の一覧になっている。

20 『散語集』36頁。『入門』156頁。『軍人用』101頁、103頁。かっこ内は富田。

21 日本領土では初の大規模な人口センサスとなった1905年の臨時台湾戸口調査では、住民の使用言語の調査もおこなわれている。「日常家庭ニ於テ使用スル言語」で一人一言語とされた「常用語」の統計を見ると、「本島人」(台湾人)のうち「福建語」(河洛語)を「常用語」とするものが86.2%、「広東語」(客家語)が12.3%などとなっている(臨時台湾戸口調査部『明治三十八年臨時台湾戸口調査記述報文』234頁)。

22 富田哲『『明晰な』センサスカテゴリが現れるまで—日本統治初期台湾総督府の「土語」認識』『多言語社会研究会 年報』4、54-55頁。

さきほどの『入門』を客家語に訳述し、他の憲兵が編纂した教科書とあわせて一冊としたものが『教程』である。「上巻」の存在は確認できていないが、もしかすると河洛語版が上巻だったのかもしれない。巻頭には「本書ニ拠リ台湾土語ヲ学習スベシ 明治三十三年一月 憲兵司令官山内長人」とある。筆者が利用したのは台湾憲兵司令部から1901年4月に刊行されたものであるが、この緒言には、同書は1898年6月に台湾憲兵隊の「第十分隊支部長陸軍憲兵少尉林康義」によってすでにあまっていたとある<sup>23</sup>。

『教程』は上編と下編に分かれている。上編は「短語」（第一課～第五課）、「短話」（第六課～第十四課）、「連語」（第十五課～第五十二課）、「連話」（第五十三課～第七十五課）から構成されており、第五十六課から第六十五課が『散語集』『入門』の会話例とかさなっている。ただし、一部の章の提示順序がいかかわっている。下巻は75課分の日本語訳、および「数名」「天文」「時節」などといった語彙リストが対訳でおさめられている。『散語集』『入門』の会話例の内容と比較すると、日本語はほぼ同じだが、客家語の漢字表記はことなっているところが多い。

## 2. 会話例の内容

本節では、10の章がすべてかさなっている『散語集』『入門』『教程』の会話例の内容を、日本語訳にもとづいて要約する。それぞれの冒頭に登場人物を記すが、第十章以外はすべて官憲が住民に対して尋問、質問する形になっており、日本人警察官／憲兵と台湾人／中国大陸からやってきた者とのあいだの会話になっている。

### ● 第一章 「窃盗犯案」、登場人物：官憲、陳花金

この人物は陳花金という名の35歳で人足をしており、台北城外の大稻埕に、妻一人、子一人とともに住んでいるという。犯罪歴はなく、今日は仕事のために城内へやってきたとのことである。

陳は、この日の午前中に城内の「日本店」（日本の商品をあつかう店？）で発生した葡萄酒2本の窃盗事件の犯人であろうと問われるが、自分にうらみを持つ者がそのようなことを言ったのだろうと関与を否定する。しかしさらに追求されると、盗んだわけではなく葡萄酒を手にとって見ただけだと答える。それでも納得しない官憲がたたみかけると、陳は許しを請いながら、今日は仕事が見つからず食事もできないでいたので、葡萄酒を盗んでそれを金にしようと思い立ったと事情を説明する。陳は、盗みをはたらいたのは今回がはじめてだとして、再度許しを請う。

官憲は陳に自分の名前が書けるかとたずねるが、陳は書けないと答える。

### ● 第二章 「査訊路照」、登場人物：官憲、海路中国大陸からやってきた4名

官憲が上陸する者の旅券を調べている<sup>24</sup>。

一人目の旅券には来台の目的が商売と書かれている。雑貨と骨董を持参しており、台湾で店を開

注

<sup>23</sup> 『教程』緒言。

<sup>24</sup> 1896年1月1日から実施された清国人上陸条例では、「商業其他私用ノ為メ」台湾に上陸しようとする者は、姓名、職業、年齢、渡航の目的を記した清国官庁発行の旅券カ証明書を携帯しなければならないことになっていた。上陸地は北部の基隆港、淡水港、および南部の安平港、打狗港（現在の高雄）の4か所とされ、上陸地以外のところへ行きたいときにはあらたな申請が必要だった（台湾総督府警務局前掲書（『台湾総督府警察沿革誌 第二編』）、674頁）。

くつもりだと答える。官憲は上陸するにあたっての規則を知っているかどうかを確認し、上陸した場所以外のところへ行きたいときには、あらたに旅券を申請すればよいと伝える。

二人目は石工で、レンガや瓦も売りに来たと答える。官憲は旅券の記載との矛盾を指摘し、その場で待っているよう命じる。

三人目は旅券に農業とある。日本統治開始直後、戦火をのがれて家族ともども廈門に逃げていたが、総督府の善政や社会の安定を聞き台湾に戻ってきたと話す。

四人目は、旅券に名前以外のことがらが記載されていないが、それはまだ若く定職がないからだ と答える。とくにあてはないが、何かいい仕事があれば日本語を学び、さまざまなことを身につけたいという。

### ● 第三章 「詢匪招実」、登場人物：官憲、大工の棟梁

官憲はこの大工の棟梁の家にも多くの者が出入りしていることに疑いを持っているが、棟梁はそのような事実はないと答える。「探偵」が集めてきた証拠もあると詰め寄ると、棟梁は、職業柄何人かの仲間が家に入出入りしているからだろうという。

棟梁は15年前に廈門から台北にやってきて、昨年5月に一度廈門に帰ったが、廈門ではいい仕事が見つからなかったの、またこちらに戻ってきたという。台北は日本人がたくさん来ていて、廈門より仕事も見つけやすいと考えたからというのがその理由である。14歳のときに大工に弟子入りし、現在42歳だという。

官憲は昨日、棟梁の家を捜索し銃1丁と銃丸50個を発見したと告げるが、棟梁は、それらについてはまったく知らない、普段留守がちであり、知らないうちに他人が自分の家の中に隠藏していたのかもしれないと答える。しかし官憲が、本当のことを明かさないと重罰に処すと詰め寄ると、棟梁は三角涌（台北南西方の地名。現在の三峡）の「某頭領」（「頭領」は抗日勢力の指揮官）から「営官」（抗日勢力の幹部職の一つ）になってもらいたいと人を介して依頼があり、ことわりもなく銃と銃丸を置いていったと答える。その後対面した際にも協力を要請されたがことわっており、他に協力を頼まれた者のことについてもまったく知らないという。

### ● 第四章 「偷衣變売」、登場人物：官憲、張三

張三は官憲に対して、自分が台北の北門通りの肉売りであると述べる。光緒2年2月（1876年）生まれの19歳で、出生地は大稻埕、現在は台北城内に住んでいるとのことである。過去に犯罪歴はないと答えるが、官憲は城内の李四という者に張が売った衣服2枚とネル1疋が盗品だったのではないかとらんでいる。張は台北の艋舺の店で10円で買ったものだと訴えるが、大稻埕の店から出された盗難届を見せられると、自分が盗んだことを認め、どのように店に忍びこんだのかを説明する。李には友人から頼まれたものであるといつわって10円50銭で売り、そのうち5円は飲食に使ってしまった、残りの5円50銭は家の皮箱のなかに入れてあると官憲に白状する。

張は自分の名前が書けないというので、官憲は調書を読み聞かせた後、張の名前の下に拇印を押させる。

● 第五章 「夥謀搶財」、登場人物：官憲、強盗事件の容疑者（以下、便宜上「A」と記す）

官憲がAに、昨夜大稻埕で巡査と出くわしたときになぜ逃げ出したのかと聞く。巡査が自分を捕らえるのではないかと思って逃げたとAは答えるが、官憲はいくら巡査の権力が強くてもみだりに捕まえることなどできないという。そして、かれが所持している150円の入った紙入れに大稻埕の茶問屋の名刺が入っているのはどうしてかとたずねる。Aは大稻埕で拾ったものだと答えるが、官憲は他の二人の者ととも茶問屋に強盗に入り350円を盗んだだろうと詰問する。茶問屋のなかにAの名前が書いてある帽子も落ちていたという。Aは古くからの友人二人とともに押し入ったことを白状する。盗みに入った晩、かれらは茶問屋の店先で、福州から商売の関係で来たといつわって玄関を開けさせて主人を刀と銃でおどし、主人と店の者を縛り上げたうえで、主人の寝台の枕箱に入れてあった350円を持ち去った、その後、共犯者にそれぞれ100円を分け与え、自分は150円を取った、というのがその内容である。二人は宜蘭（台湾北東部の地名）へ行くつもりだと話していたといい、Aは新竹（台湾北西部の地名）へ逃げようと考えていた。自分が使った刀は茶問屋近くの池に投げこんだという。現場で見つかった帽子を見せられ、Aは自分のものであることを認める。

● 第六章 「相殴被傷」、登場人物：官憲、傷害事件の容疑者（以下、「B」）

今日艋舺で起こった傷害事件についてBが尋問を受けており、Bは林源という者にけがを負わせたことを認める。Bによると、先月ばくちで林に50円勝ち、その取り立てに訪れたところ林が拒否したためあらそいになった。

Bは林を天秤棒で手当たり次第に打ちつけたが、先に手を出したのは林だったということである。ただ林は手で殴ったため、自分は傷は負っていないという。

● 第七章 「査問軍器」、登場人物：官憲、銃所有者（以下、「C」）

Cは先祖より伝わったという銃、また4、5年前に廈門の商人から買ったというモーゼル銃を所持している。また鳥打ち用の鉛丸、「生蕃」（先住民に対する蔑称）から身を守るための実弾も持っている。官憲は、民衆は軍用銃、実弾、火薬を持つべきではない、鳥打ちのためには鳥打ち銃を使わなければならないと伝える。鳥打ち銃の所持にも届け出が必要だということであり、Cはさっそくあす申請するつもりだと答える。また、軍用銃と実弾を差し出すことにも同意する。

近所には爆竹を製造している家もあるが、C自身は売るだけで作ってはいないと話す。官憲は届け出たうえでなら製造してもかまわないと伝えるが、Cはこの商売をやめるつもりだという。Cの家には火薬、硝石、硫黄が残っているが、官憲はこれらをすべて没収すると伝える。

● 第八章 「医勸衛生」、登場人物：官憲、住民（以下、「D」）、赤痢患者

Dは天然痘にかかったことがないが、子どものころに種痘を受けたことを何となく覚えているという。官憲は今日台北病院へ行って、いま一度種痘を受けるようすすめる。

近所には赤痢にかかっている者がいるが、この患者は病院には行かずに薬を飲んでいるだけだという。官憲はDとともに患者の家へ向かう。

患者は、1日に4、50回ほど便所に行く、大便は赤い色をしているがあまり出ない、何度ももよお

して実に難儀していると話す。官憲は、寝台の下に置いてある便器に石灰を入れてまぜるよう指示する。患者は病院に行きたがらないが、官憲は指示にしたがうよう命じ、承諾させる。

官憲は「不潔物」(排泄物?) や着用した衣類の処置についてたずね、患者は「不潔物」は川に捨て、衣類は深い穴を掘ってすべて埋めたと答える。官憲は、今後こうした病気が発生した場合に届け出をしなければ重罰に処すると述べ、病気の重い軽いにかかわらず医者診察を受けるよう説く。

また夏が近づいてくるので、伝染病を防ぐため、玄関や室内を清潔に掃除し、排泄物は役所で用意する空き地に運ぶよう指示する。こうした措置は民衆の生命を守るためのものであり、聞き入れなければ民衆は必ず後悔することになるだけでなく、罪を問われることにもなるという。D(あるいは患者)は全面的に官憲の話に同意する。

#### ● 第九章 「捕匪探情」、登場人物：官憲、元保良局董事(以下、「E」、官憲の部下

Eは抗日勢力(官憲が言うところの「土匪」)にくみしていた。古月錦という者の部下であったこと、一度だけ戦ったことがあり、これまで先住民の居住地である山中に隠れていたことを語る。

官憲はEが属していた勢力についてくわしく聞き出そうとする。Eは戦費の出所、みずからが以前保良局で董事の地位にあったこと<sup>25</sup>、保良局にはE以外にも「土匪」と行き来があった者が二人、さらに警察署の情報を仕入れてつねに「土匪」に流していた者が一人いたことなどを話す。Eは、取り調べにすなおに応じるので命は助けてほしいと嘆願する。

Eによると、厳しい取り締まりのために「土匪」は身動きがとれなくなっており、食料の調達にも困って騒動を起こさざるをえない状況に陥っているという。さらに、職位ごとの役割、金や武器の受け取りの方法など組織の内部事情についても情報を提供する。

この日の取り調べが終わり、官憲は部下に命じてEを連れて行かせる。

#### ● 第十章 「相議通曉」、登場人物：喩、張

初対面の張と喩が話している。喩が張に面会を求めてきたようである。

喩は総督府民政局につとめている。かれは中国大陸から台湾へやってきてまだ半年未満であり、張は保良局で正主理の地位にある。喩は張に対して、台湾の人々は十中八九は文字の読み書きができないので、喩にとっては、言語が通じないこととともに、文字をとおしたやりとりができないことも大きな困難となっているという。これでは役所から出される告示も伝わらないので、国家のためおよび「良民」のため、張に何かいい方法を考えてほしいと要望している。喩は保良局の分局に、毎月5、6回ずつ、老若男女を問わず人々を集めて説明をおこなうことを提案する。そうすれば役所の意図が伝わるだろうし、役所が人々の意思を知ることできると述べる。張は喩の提案に賛意を示し、みずからも方法を考えて対処したいという。

喩は別の用事があるとのことで、張と再会を期してわかれる。

注

<sup>25</sup> 保良局は1895年8月に、総督府と民衆のあいだの意思疎通を円滑にするために、台湾人紳士層が設置した機関である。台北に保良総局、および台北周辺に20数か所の分局が設置されたが、1896年6月に廃止された(台湾総督府警務局上掲書(『台湾総督府警察沿革誌 第二編』)、166-169頁)。



### 3. 会話例にえがかれる台湾

上に一部を引いたが、『散語集』の冒頭には「此書ハ警務必用ノ語ヲ纂輯スルモノニシテ広ク江湖ノ便覧ニ供スル能ス編者深ク之ヲ憾トス因テ不日更ニ百工庶務ノ■語ヲ集メ梓ニ付シ」たいとある<sup>26</sup>。警察や憲兵にさしあたり必要とされたのは、「百工庶務」にわたる能力ではなく、窃盗事件などの取り締まり、「土匪」・武器の捜索、台湾上陸者のチェック、衛生管理などの現場で「適切に」ふるまうための河洛語／客家語であった。

本節では、こうした目的のもとに学習者に使用される教科書に、どのような台湾がえがきこまれていたのかを、いくつかの項目にわけて分析する。該当部分の対訳も引用するが、その際には以下の要領にしたがう。

・本節では、対訳のいずれも『入門』のものを使う。刊行は『散語集』が先であるが、利用したマイクロフィルム版の画像に不鮮明な部分があるため、『入門』の表記を採用することにした。

・[ ]内コロン後ろの漢数字は各文にふられている番号、< >内は筆者による状況説明である。

#### ● 否認→白状→懇願

第一、三、四、五の各章はいずれも、はじめはしらを切っていた尋問の対象が、官憲の追及によって事情を白状していくというストーリーになっている。

#### [第一章：一八、一九]

我並不是要去偷提是要去提來看々咧

私ハ決シテ盗ミマシタ訳デハ有リマセヌ取ツテ見タ斗リデ御座リ升  
你着照實講來這到底是被你騙不去這是有憑據你也敢亂散講我是要打你

オ前ハ有ノ儘申立是レハ到底包蔵ハ出来ヌ証拠ガアルカラ貴様虚言ヲ付クナラ承知ヲスヌゾ

#### [第一章：二〇]

大人啊恩典我照實講來不敢瞞大人因為今仔日也未有人倩我實在無可吃忽然間看見那間店內有酒就想起不良心肝要偷提去賣錢那時候我就拿兩罇葡萄酒出來不想被伊看見以致即會被伊虜着

大人御宥ヲ願ヒ升私有体ニ申シアゲ升決シテ虚言ハ申シ上ゲマセヌ実ハ今日雇手ガ無イノデ食  
事スルコトモ出来マセズ突然彼ノ店ニ酒ノ有ルヲ見テ悪ルイ心ヲ起シ盗ンデ錢ニシヨート思  
フテ私ハ二瓶ノ葡萄酒ヲ取り升ト凶ラズ見付ケラレ捕ラヘラレマシタノデ御座リ升

#### [第三章：二〇～二二]

<大工の棟梁の家で銃と銃丸が見つかったと官憲が言う。>

因為我是常常愛出門無在厝內是驚有人偷藏在我厝內也是無定着

私ハ始終外ニ出テ留守勝テアリ升カラ或ハ誰カ密ニ私ノ内ニ蔵シテ置タカモ知レマセヌ

注

26 『散語集』例言。■は破損のため判読不能な文字。

你聽我共你講你想現時有了憑據這是被你騙不去的我看你着却快實在情形講出來也算你的便宜你若  
亂散講起來就是要重罪辦汝怎樣

御前私ノ云フコトヲ聴ケ汝考テ見現ニ証拠カアル以上ハ汝ニ欺カレハセヌ我ハ考ヘルニ早ク実  
情ヲ明シタカ汝ノ為テアル若シ虚言ヲ吐クナラ重ク汝ヲ処分スルガドフダ

我今照實講給大人聽因為有一個某統領派人來共我講要薦我去當營官也無共我商量銃共砲子共我留下  
私シ只今有体ニ申上升或ル某頭領カラ私ヲ營官ニ為シタイト人ヲ遣ハシテ私ニ咄シカアリマシ  
タガ相談モナシニ銃ト丸トヲ置イテ参リマシタ

[第四章：二〇～二二]

<張三が李四に売った物品をどこで手に入れたのかと官憲がたずねる。>

那是舊年十二月尾我是在艋舺頂新街天興店內拿十個銀買的

夫ハ昨年十二月ノ末私カ艋舺頂新街ノ天興屋デ十円出シテ買マシタノテ有升  
你講的話攏無對我本是問你這三件的物就是你舊年年尾暗時在大稻埕大平街九番戶李成厝內偷出來現  
時這塊有失落的人報單你若識字家已拿去看々咧

汝ノ咄ハ皆ナ間違テ居ル私ガ原来汝ニ尋ネル其品ハ取モ直サズ昨年年末ノ夜大稻埕大平街九番  
戶ナル李成ノ内デ偷ンダノデアロウ今茲ニ被難者ノ届ケガアル汝字ガ読レハ自身ニ見テ見  
是無錯是我偷出來

ハイ相違ナク私ガ偷ミマシタ

[第五章：一〇～一二]

<官憲がAを詰問する。>

我向來不敢做這號事情

私ハ是迄左様ナ事ヲ致シタコトハアリマセヌ

你也敢強爭現時有你的帽一項內面有寫你的名字加落在茶行內這是有憑有據你也敢濫滲講啊

御前ハマダ強情ヲ云フカ現ニ御前ノ帽子ノ中ニ御前ノ名ガ書テ有ノヲ茶商ノ内ニ落シテ有ルニ  
夫デモマダ虚言ヲ吐クカ

大人啊我已經給你講破我今照實講出來那一下昏的事情就是阮三個人入去搶伊

最早大人ニ云ヒ込メラレマシタ以上ハ私シ有体ニ申上升其晩ノ事ハ全ク私共三人ガ押入シタノ  
デ有升

これらに共通しているのはいずれも、はじめは容疑を否認する尋問の対象が、官憲の重罰をほのめかすことばを聞いて、あるいは官憲に容疑をうらづける証拠を示されて、みずからの罪を認めるという内容である。きびしく詰問していけば台湾人容疑者は、最後には「大人」に対して口を割る、そして本当のことを話すから罪を軽くしてくれと嘆願したり、恭順の意を表し取調べにすなおに応じはじめるのである。こうした「大人」の権威にすぎるような態度は第九章二六で、保良局幹部と「土匪」との関係について白状したEが、「…大人所問的我知影總無不講講的話也是講不盡但是我這條命求大人開恩咧」（「…大人ノ御尋ナルコトデ私シ承知シマシタコトハ明白ニ申シ上マスガ併シ私ノ

命ダケハ御助ケ願ヒマス』)と助命を訴えている場面にもみられる。

ただし第六章のBは最初から容疑を認め、事件の背景や林源とあらそった際の状況についてくわしく説明をしている。ばくちのトラブルで発生した事件であり、相手が金の支払いに応じず、さらに林源が先に手を出してきた以上、みずからが暴力を振るったことに対して何らのうしろめたさも感じていない。このような状況における台湾人は、「否認→白状→懇願」ではなく、堂々とみずからの正当性を主張するものであるというのがここに意識的にえがかれたイメージであったと推測するのは読みこみすぎであろうか。

● 「不識字」

会話例では、尋問の相手が文字の読み書きができるのかいなかということがしばしば話題になっている。ここでいう文字の読み書きとは、漢字でみずからの名前が書けるかどうか、漢文で書かれた役所の告示が読めるかどうかということである。後者にかんしてであるが、総督府は1896年5月30日に各地方官庁に対して命令公布式をさだめるように通牒し、それを受けてたとえば台湾中部の台中県は「県令、告示、告諭其他ノ命令ニシテ周知ヲ要スルモノ」は、本文に漢文訳を付して「交通頻繁ナル場所」へ掲示することをもって公布式とするとさだめている。このとき新聞や県報への掲載を公布式とした地方もあったが、総督府はこうしたやり方は「本島ニハ嘗テ慣例ナキ方法ナルヲ以テ或ハ命令普及セサルノ害ナキヲ保セサル」として、1897年9月8日に民政局長が地方官庁（県・庁）に対して役所前などへの掲示の方法をとるように通達している<sup>27</sup>。

[第一章：二七、二八]

你會曉寫你自己（ママ）名字無

オ前ハ自分ノ名ヲ書キ切ルカ

我不識字

私ハ存ジマセヌ

[第四章：二一、二二]

・・・現時這塊有失落的人報單你若識字家已拿去看々咧

・・・今茲ニ被難者ノ届ケガアル汝字ガ読レハ自身ニ見テ見

是無錯是我偷出來

ハイ相違ナク私ガ偷ミマシタ

[第四章：三三、三四]

你會寫你的名字沒

御前ハ御前ノ名ヲ書キ切ルカ

我沒曉寫字

注

27 台湾総督府警務局『台湾総督府警察沿革誌 第三編警務事績篇』1934年、1-5頁。

[第十章：九]

・・・在我看本地人擺沒親像中國內地的人十個中間有七八個不識字的不但我不知本地話的毛病就是不識字也是一樣的艱苦所有我衙門出的告示不知影的較多・・・

・・・私シ考ヘマスニ当地ノ人ハ皆ナ支那内地ノ人ト違ツテ大概十中八九分ハ字識ラヌモノ計リデスカラ私ガ言語不通ノ不自由ノミナラズ字識ラヌモノモ矢張り同様ノ艱難デ有升カラ総テ役所ヨリ出升ル告示モ皆ナ分ラヌモノガ多イ・・・

第一、四章では自分の名前が書けない台湾人が登場する。第四章の二つの会話の台湾人は同一人物という設定のようであるが、一つ目の会話で官憲が示している被害届の文字を読んで「是無錯是我偷出來」と張三が答えたのか、それとも文字は読めないものの、被害届を示されて観念したということなのかは分からない。いずれにしても、相手の台湾人が文字の読み書きができない可能性が高いという状況を前提とした会話である。学習者にとって、「你會曉寫你自己名字無」「你若識字・・・」「你會寫你的名字沒」などは現場で頻繁に使用される表現だったのであろう。

一方、第十章は第一、四章とくらべて、というより会話例全体のなかでも非常に異質である。この章だけは官憲が登場せず、何らかの捜査や取り調べ、命令がなされているわけでもない。中国大陸からやってきた総督府勤務の者と台湾人紳士が、台湾社会の好ましくない状況として「不識字」の多さを語っているのである。たしかに、「不識字」の多さは総督府にとって不都合を生じさせるものであったが、一方で「文明」の体現者として台湾人の前に立ち現れた日本人が、台湾社会を「非文明」の空間として論じる際の格好の論拠ともなったことであろう。

それにしても、中国大陸からやってきた総督府勤務の者のことばを借り、さらには「中国内地」と比較しながら、台湾の「識字」の問題を語るということにどういう意図があったのだろうか。また河洛語／客家語でのその語りを学習した後、警察官や憲兵はどのような場面でそれを活用することができたのだろうか。

● 中国大陸とのあいだの人、物の行き来

第十章に、中国大陸を意味する「中国内地」（日本語訳では「支那内地」）という表現がある。日本統治期台湾において、日本語の「内地」は日本本土を意味することが一般的であり、日本人は「内地人」、台湾人は「本島人」と称されていた。両者は法的な用語としても機能しており、日本統治期をつうじて「内地人」と「本島人」は戸籍にかんしては、ことなった法域に属する存在として位置づけられていた<sup>28</sup>。もっとも、統治開始直後にはまだこうした語は定着していなかったようであり、会話例のなかにも日本本土をあらわす「内地」や「内地人」「本島人」の用例は見られない。

いずれにしても、台湾と中国大陸、とくに華南とのあいだの人や物の行き来は、会話例にたびたび取り上げられている。第二章はまさに、中国大陸から台湾へやってきた人々を題材としており、

注  
28 栗原純「台湾と日本の植民地支配」『アジアの<近代>』岩波書店、1999年、69-91頁。

第十章は「中国内地」と対照して台湾の「識字」の状況を語っているが、これ以外にも次のような場面がある。

[第三章：八～一二]

我是十五年前由廈門來此處到去年五月間轉去一次十一月初四再來這塊

私ハ十五年前廈門カラ当地ニ参リマシタモノデ昨年ノ五月ニ一度帰リマシタガ十一月ノ四日ニ亦タ当地ニ参リマシタ

你轉去一次甚事情再來

オ前一度帰リテ又タ何ノ用ガ有リテ来タカ

是因為在廈門無甚麼頭路所以再轉來

廈門テハ格別好イ仕事モアリマセヌカラ又戻テマイリマシタ

俺呢講本地比廈門有較好的光景

シテミルト当地ハ廈門ヨリ好イ仕事カアルノカ

是我想因為大國の人來這塊真多自然却好尋頭路所以我即有來

左様デゴザリ升御国ノ方カ当地沢山来ラレテ居升ノテ自然仕事ニモ有付易イト考ヘマシタカラ参リマシタ

[第五章：一八]

我那一下昏就去打伊的門我在門外就假講我按福州來的因為茶的事情……

ハイ其晚彼ノ内ニ行テ門ヲ敲キ門口カラ私ハ茶ノ事デ福州ヨリ参リマシタト申スト……

[第七章：七、八]

你怎樣有這號物

御前ハドウシテ此ノ銃ヲ持テ居ルカ

四五年前廈門做生理的人買送我的

四五年前廈門ノ商人ヨリ買タノデ有升

清朝期に台湾とのあいだに航路が開かれていた対岸の廈門および福州が登場する。戦火をのがれての避難先、事情があって行き来する場所、台湾とかかわりを持つ茶や銃の商人などといった形で（福州から「茶的事情」のためにたずねてきたというのは虚言になっているが）、おたがいのあいだの人、物の往来が強く印象づけられるような内容になっている。

こうした行き来とあわせて、日本統治の開始を肯定的にとらえる登場人物の発話ももりこまれている。第二章二三では、廈門へ避難していた台湾人が官憲に対して、「……聽見大國欸待百姓真好又是平平安安所以大家即攏轉來總是求大人栽培」（「……オ上ノ百姓ヲオ手厚クナサルコトト世ガ平安ナルコトヲ聞キマシテカラ私共一同戻ツテマイリマシタ何卒宜ロシクオネガヒ申シ上ゲマス」）と「大國」「大人」を持ち上げながら恭順の態度を示し、四人目は「大國的話」すなわち日本語の学習に意欲を見せる。第三章一二の大工の棟梁の「…因為大國の人來這塊真多自然却好尋頭路所以我

即有來」ということばには、いい仕事が見つからないという廈門に対する台北の経済的繁栄が示唆されている。

● 「土匪」

第三章の「詢匪招実」、第九章の「捕匪探情」の「匪」、すなわち「土匪」は、統治初期に総督府の統治に抵抗した勢力をさす。前述したように、統治開始後しばらく続いた武力抵抗は1902年までには沈静化したと認識されたが、とくに『散語集』『入門』が刊行された時期には、警察官や憲兵にとって「土匪」はまだ緊張をもって語られていたはずである。抵抗がおさまってからまだ日が浅い1905年刊の竹越与三郎『台湾統治志』には、「土匪」に対する強い警戒心が以下のように記されている。竹越は実際に台湾をおとずれてもいるが、資料の収集や執筆にあたっては、1898年から1906年まで総督府民政長官をつとめ、同書に序文を寄せている後藤新平の多大な協力があったものと思われる<sup>29</sup>。

彼等は、前代の朱一貴等が、土匪より一変して政府となりて王号を称し、法令を発し、金穀を取りたるを回想する者にして、加ふるにまた日本人に対する人種的排外心を以てし、人民の之を見ること、また単一の豪盗の如くならず、彼等を以て未熟の政府なりとなし、一転すれば政府となることなきを保せざるを信じて、公けには政府に租税を納め、私かには土匪に土匪税を納む、人民は其凶逆を悪まざるにはあらざれども、其日本人と戦ふを見てはまた甚だ不快の念ある能はず。<sup>30</sup>

この認識にしたがえば、「土匪」は単なる物盗りではなく統治体制を動揺させる可能性も有する、総督府にとっては掃蕩すべき対象である。一般住民の面従腹背の態度も非常に大きな不安要因であったろう。

[第三章：二三～二六]

<「某頭領」が勝手に銃と銃丸を家に置いていったと大工の棟梁が言う。>

是甚麼人

夫ハ誰ダ

是三角湧的某統領不知伊的名字

夫レハ三角湧ノ某頭領テ有升ガ名ハ存ジマセヌ

你怎樣共伊有交倍

汝ハドフシテ彼ト懇意テアルカ

因為這次我有包共到三角湧去想不到遇着這個統領以後伊知我有真多徒弟伊強要我叫我去相幫伊

此節私ニ請負仕事ガアツテ三角湧ニ参リマシタレバ料ラズ其頭領ニ出逢ヒマシタガ後子彼ガ私ニ弟子ノ多イコトヲ承知シテ強ヒテ自分ノ為ニ奔走シテ呉レト勸メラレタノデアリ升

注

29 邱雅芳「南方的光與熱—竹越與三郎《臺灣統治志》、《南國記》的台灣書寫與南進論述」『台灣文學研究學報』6、2008年、197-198頁。

30 竹越与三郎『台湾統治志』博文館、1905年、157-158頁；復刻版、1997年、南天書局。朱一貴は1721年に、台湾で清朝に対する反乱を起こした人物。

日本軍上陸後、三角湧では三角湧義民營が組織され、7月には日本軍とのあいだではげしい戦闘がくりひろげられた。このときは日本軍の攻撃により三角湧が焼尽に帰したが、その後も三角湧一帯では抵抗が続いた。1898年9月25日には台北県の出先機関である三角湧弁務署が焼き討ちにあっている<sup>31</sup>。後になって『台湾憲兵隊史』は、「北部に於て三角湧内は殊に匪賊の横暴を極めた所である」と記しているほどである<sup>32</sup>。台北やその近辺に展開する警察官や憲兵にとってみれば、台北からもそう遠くはない三角湧は、「土匪」をとりあげる会話例には格好の舞台だったはずである<sup>33</sup>。

第九章では、保良局の幹部の一部と「土匪」がどのようにつながっているのかがEによって明かされたあと、組織の構成が詳細に語られる。この部分は会話練習の文例というよりは、学習者に対する「土匪」組織の解説とでも言うべきものである。その一部を紹介する。

[第九章：三七、三八]

營頭是怎样分

營所ハドンナニ分別シテアリ升カ

統領不過是管三五營歸伊節制叫做統領營官不過是一營的主遇着有相殺的時候就着去調督兵勇幫帶遇着有相殺伊着帶隊先行哨官一營之中有五個分作前後左右中的名目各帶一百名什長一營之中是五十名管束十個人遇着相殺的時攏着帶隊……

統領ハ三五營ヲ管轄シテ其ノ指揮ニ任スルノデ統領ト申シマス官帶ハ一營ノ頭デスカラ戦ノ有ル時ニハ兵勇ヲ引廻ス役目デ有リ升副營主ハ戦ノトキニ隊ヲ率テ前進スル役目デアリ升哨官ハ一營ニ五人デスガ前後左右中ノ名目ニ分チ各自百名ヲ率ヒテ居升什長ハ一營ニ五十名アツテ十名宛ヲ取締リ戦ノ時ハ皆ナ隊ヲ率テ出行ク役目テ有升……

このくだりの練習をとおして、「統領」「營管」「幫帶」「哨官」などといった職位およびその役目についての基礎知識が与えられる。河洛語／客家語で表現される共通の情報が、実地で抗日勢力と向き合うであろう学習者に一律に提示されているのである。たまたま取り締まり、戦闘の相手となる個々の台湾人ではなく、総督府の統治に歯向かう、殲滅すべき対象である「土匪」を構成する台湾人は、その組織の各部分として立ちあらわれる。そうなることによって、日本人警察官、憲兵たちはかれらを「理解」することが、そして語ることが可能になる。

### ● 衛生

第八章の「医勤衛生」は、総督府にとって喫緊の課題だった衛生政策の前線が場面となっている。ここで官憲は、命令にしたがわない者に対する厳罰をちらつかせる取り締まりの主体であるとともに、伝染病拡大をふせぐためのさまざまな方策を「無知な」民衆に指導する役割も付与されている。

[第八章：九～一一]

注

31 三峽鎮公所『三峽鎮鎮誌』1993年、1291-1306頁。

32 台湾憲兵隊前掲書、73頁。

33 『軍人用』では台湾南東部の卑南に置きかえられている。

<Dが近所に赤痢患者がいると話す。>

伊有去病院請先生看啊無

彼ハ病院ニ行ツテ医者ニ診察ヲ請タデアロウカ

聽見講是也未有看不過去街頂先買幾帖葯來吃就是

マダ診察ハ請マセズニ町デ何服カノ藥ヲ買テ飲ミマシタ位ノ事ダソウデス

不可不可等候我出去就來

左ンナ事デハイケナイ我ハ一寸出テ来ルカラ待テ居レ

[第八章：二三～二五]

好好我想現時要共你帶去病院内底共你醫到好好你若冇甚麼零星用的物攞着帶去

好シ好シ今御前ヲ病院ニ連テ行テ治療ヲシテ遣フト我ハ思フカラ御前ノ用ユル何カノ物ヲ都テ準備スルガヨイ

暖呀大人我甘願住這厝內醫會用得沒

アーイ大人私ハ宅デ養生致度ゴザリマス如何デ御座リマシヨウ

你不知影這個病會過人你既不甘願去總着照我的法度即會用得

御前ハ知ラヌ原来此ノ病ハ伝染シ易イモノデアル御前行ノガ嫌ナラ是非我ノ云フ通りニシタラ承知シテ遣フ

[第八章：三三、三四]

……也有我講給恁大家聽街咧賣的葯不是不好是因為無看見病頂好着先請病院的先生來看以後免得費氣

……夫カラ我ハ御前達ニ云ツテ聞カスルガ原来売藥ト云フ者ハ決シテ悪イコトハナイガ病氣次第デアルカラ是非病ハ大小ニ論ナク先ニ病院ノ医者ニ診察サヘ受レハ間違ヒガナイ

大人所講的攞是教示阮的人實在感恩不盡了

大人ノ御嘸ヲ以テ各自ニ御注意下サレ実ニ有リ難フ御座リマス

1896年10月15日に公布された「台湾伝染病予防規則」で、赤痢はコレラやペストなどとともに8種類の法定伝染病に指定された<sup>34</sup>。住民や患者は、「時気症」（「流行病」）に対する適切な処置方法を知らないと官憲はとらえ、あやまりを指摘して対策を指導する。そして、住民は「大人」に大いに感謝するという話の展開である。上記引用以外にも官憲の指導は、排泄物の処置、着用した衣服の処分、伝染病発生時の届け出の必要性など多岐におよぶ。さらに官憲はこの期に乗じて、町全体に対し排泄物の一斉処理を指示しているが、住民は「是明仔日即照着大人的意思派人去各位共伊衆人講（三六）」（「左様デ御座リマス明日ハ大人ノ御考ヘノ通り方々ニ人ヲ出シテ衆人ニ申聞ケマス」）と積極的な協力を約束する。

・ 植民地統治は統治側の一方的な暴力によってのみささえられるわけではない。衛生、学校教育な

注

34 莊永明『台湾醫療史—以台大醫院為主軸』遠流出版事業、1998年、104頁。



ど、近代イデオロギーをまとったあらたな「文明」を提示された被統治者がそれを「自発的」に受け入れることで、統治体制はより強化されていく。第八章にえがかれる台湾人にとって、伝染病への対処や予防を説く官憲のことばは抗しがたい響きを持っているが、実際の現場でも引用にある「大人所講的攏是教示阮的人實在感恩不盡了」、あるいは第八章二六の「大人の吩咐不管甚麼話我都不敢延遲」（「大人ノ御申付ドンナ御咄デモ背キハ致シマセヌ」）、三八の「噫這位大人講的話真着我怎樣不明白」（「ハイ大人ノ御咄シ実ニ相違ゴザリマセヌ何フシテ分ラヌコトニ有リマシヨウニ」）といったことばが台湾人によって発せられていたと推測することは十分に可能である。

そして、実は新領土台湾に乗りこんできた日本人官憲にとっても、「文明」はまだ着慣れない衣服のようなものだったのかもしれない。しかし、「文明」のいない手の最前線に立つかれらは、それにふさわしいこなれた行動や言動をこうしたマニュアルをとおして身につけていったのであろう。

## 5 おわりに

以上、『散語集』『入門』『教程』と引き継がれた会話例で、台湾社会、台湾人がどのように描写されていたのかを見てきた。ここに提示されているイメージを再度まとめてみよう。

- 警察官や憲兵が嫌疑をかけて尋問する場合、台湾人は最初は容疑を認めようとはしない。しかしきびしく追及すれば最後には白状し、さらには罪の軽減や助命を求めて下手に出てくる。
- 台湾は文字の読み書きができない者が多数を占める社会である。
- 中国大陸とのあいだの人や物の行き来は頻繁である。しかし、対岸にくらべて台湾はより繁栄している。
- 「土匪」の抵抗ははげしく、街中にも参加者、協力者がひそんでいるので油断してはならない。
- 台湾人は伝染病にかんする正確な知識を持ち合わせていない。警察官や憲兵はかれらに対して、病気が発生した場合の適切な対処や普段の予防のしかたなどを指導する必要がある。

台湾社会、台湾人は警察官、憲兵にとって、たしかに一筋縄ではいかない、時として脅威にもなる他者である。しかし、官憲は結局のところかれらの意図や行動のパターンを掌握しており、総督府にとっては好ましくない状況も未然に防ぐことができる。中国大陸はもちろん日本の統治下にはないが、清国人上陸条例（注24参照）でさだめられた4か所の港で上陸者の監視が可能である<sup>35</sup>。会話場面は官憲主導ですすみ、最終的には官憲の、さらに言えば日本統治の勝利が学習者の前に展開される内容になっているのである<sup>36</sup>。

もちろん実際の尋問などの際、このように順調にことが運んでいくわけではなかっただろう。しかし、だからといってこの会話例が「非現実的」な台湾をえがいているというわけでもない。『軍人用』も含めた4回の引用によって提示された、軍、憲兵、警察が見る台湾の公定イメージとでも言うべきものは、台湾社会との前線に立つ者が言語を学習する際に共有しうるイメージでもある。取り締まりや捜索、指導の現場で台湾社会と対峙する際の基点となる可能性を考えれば、かれらの台湾社会に対する認識を考察するにあたって、この会話例を大いに「現実性」を有する媒体として解釈

注

35 ただ実際には、4か所以外の港から上陸するなど、正規の手続きを経ない例が少なくなかった（台湾総督府警務局前掲書『台湾総督府警察沿革誌 第二編』、677頁。吳文星『日據時期在臺「華僑」研究』台湾學生書局、1991年、6頁）。

36 李前掲論文、10頁。

することも可能であると思われる。

さらに言えば、ここに現れているのは台湾社会、台湾人の表象のみではない。かれらと向かい合う官憲、すなわち「大人」のあるべきふるまいや言動、その立ち位置もまた描出されていると言えよう。いかに「你」が策をめぐらそうとも、「你」がどのように監視から逃れようとしても無駄である。なぜならわれわれは「你」がどのような人間であるのか、「你」の社会がどのようなものであるのかをすでに見通しているからである。「你」の幸福のために何をなすべきかを知っているのは「你」自身ではなく、あらたな統治者として台湾に乗りこんできたわれわれなのである。